

諮詢序：外務大臣

諮詢日：令和7年1月7日（令和7年（行情）諮詢第9号）

答申日：令和8年1月26日（令和7年度（行情）答申第835号）

事件名：「辻副大臣のイスラエル訪問」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」とび「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年8月21日付け情報公開第01041号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

部分開示とされているが、不開示に等しい。不開示とした番号1・2は、2025年大阪万博について参加要請した趣旨に照らして、理由たりえるのか。あまりに不十分な処分に、理解・同意できません。原処分を取消して全開示を求めます。

原処分は不開示とした理由を5条3号、6号の条項による、つぎの1・2としている。

1. 現在外務省が使用している公電システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、公電の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、および外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
2. 公にしないことを前提とした関係国との協議に関する記述、若しくは公にしないことを前提として関係国から提供された情報であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため

番号2. の関係国等の等とは、どの国なのか。

辻外務副大臣のイスラエル訪問、2025年大阪万博についての参加要請は、大阪万博と同様、税金によって実行されている。

大臣らの活動を担う市民には内容を明確にせず、関係国、関係国等との信頼関係を第一にする姿勢と処分に納得できません。

原処分を取り消して、全開示を求める。

## (2) 意見書

外務大臣あてに2024年11月5日付けで行った、審査請求について、情報公開・個人情報保護審査会より令和7（2025）年1月22日付けの文書が届きました。

外務大臣から提出された理由説明書の写しがありました。

外務省理由説明書（下記第3を指す。）4.には「当省は対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には合理的な理由がない。」と、あります。

「合理的な理由がない」とは、どのような意味なのか、理解できない「理由説明書」でした。

しかし、最低お伝えしたい意見を以下に記し、あらためて全開示を求めるものです。

ア 外務省HPで、2024年2月28日、イスラエルを訪問中の辻清人外務副大臣がカツツ外務大臣とハネグビNSC議長兼国家安全保障顧問を表敬したと明らかにしています。

その際に、万博への参加を要請したと。

大阪・関西万博のテーマは『いのち輝く未来社会のデザイン』です。

しかし、辻外務副大臣がイスラエルを訪問した当時、どのような状況だったか。

2024年1月、ガザ保健省は、イスラエルによる攻撃で少なくとも21、978人のパレスチナ人がこれまでに死亡したと発表しています。

2024年1月7日、ガザの民間防衛隊はガザで少なくとも8、000人が行方不明であり、破壊された建物のガレキの下に埋まっているとみられると、発表。

1月11日、南アフリカは国際司法裁判所にイスラエルがガザで大量虐殺を行ったと訴訟を起こしました。

一方、1月14日、イスラエルのネタニヤフ首相は、国際司法裁判所で行われている大量虐殺裁判について「我々を止める者は誰もいない」と演説しています。

2月1日、ガザ保健省は、イスラエルの攻撃で、パレスチナ人の死者数は、27、019人を超えていると発表。パレスチナ赤新月社は、イスラエル軍によるアル・アマル病院への3度目の襲撃を発表。

2月22日、国境なき医師団の代表は、国連安全保障理事会で「ガザには医療システムがほとんど残っていない。イスラエル軍は次々と病院を破壊してきた。これほどの大虐殺を前に、残っているものはほとんどない」と述べています。

3月1日、ガザ保健省は、イスラエルの攻撃によりパレスチナ人の死者数は3万人を超えたことを発表。

2024年11月、オランダ・ハーグの国際刑事裁判所は、ネタニヤフ首相らに戦争犯罪の容疑で逮捕状を出しました。

このようにイスラエルは、今現在もパレスチナにおいて、輝くいのちを奪うことを止めていません。

それでもなぜ、イスラエルによる虐殺が止まらない状況で、万博への参加を要請したのか？

一市民として、明確に知ることは、一市民の責任としても必要です。

イ 憲法9条をもちながら、日本は今、武器輸出禁止3原則を撤廃し、無人偵察機ドローンをイスラエルと共同研究するなど、大変危険な状況です。

ウ イスラエルの万博参加を認めないことは、虐殺を決して認めない明確な日本および国際社会の立場、姿勢を明らかにし伝えるために大事であり必要なことです。

### 第3 質問序の説明の要旨

#### 1 経緯

処分庁は、令和6年7月16日付けで受理した審査請求人からの別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、同年7月17日にEメールによる補正依頼を行い同23日に回答を得た。その後、最終の決定として2件の文書（本件対象文書）を特定し、2件を部分開示とする決定を行った（原処分）。

これに対して審査請求人は、令和6年11月5日付けで、部分開示決定を取り消し、全開示を求める審査請求を行った。

#### 2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の2に記載の2文書である。

#### 3 原処分について

審査請求人からの開示請求を受け、別紙の2に記載の2文書を特定し、文書1及び2とともに、「番号1」として、公電システムの管理に係る情報については法5条3号及び6号により不開示とし、「番号2」として、公にしないことを前提とした関係国との協議に関する記述、若しくは公にしないことを前提として提供された情報については法5条3号により不開示とする決定を行った。

#### 4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「部分開示とされているが、不開示に等しい。不開示とした番号1・2は、2025年大阪万博について参加要請した趣旨に照らして、理由たりえるのか。あまりに不十分な処分に、理解・同意できない」旨主張する。しかしながら、処分庁は対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には合理的な理由がない。
- (2) また、審査請求人は「番号2の関係国等の等とは、どの国なのか。辻副大臣のイスラエル訪問、2025年大阪万博についての参加要請は、大阪万博と同様、税金によって実行されている。大臣らの活動を担う市民には内容を明確にせず、関係国、関係国等との信頼関係を第一にする姿勢と処分に納得できない」旨主張する。しかしながら、処分庁は対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には合理的な理由がない。

## 5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| ① 令和7年1月7日  | 諮問の受理                          |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受                  |
| ③ 同月22日     | 審議                             |
| ④ 同年2月26日   | 審査請求人から意見書を收受                  |
| ⑤ 令和8年1月20日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 別表の番号1に掲げる部分について

当該部分が記載された文書は、外務本省と在外公館の間でやり取りした電信形式の文書であると認められる。

ア 標記の不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職

員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は発受信時刻、パターン・コード、局課番号等であり、これらを公にした場合、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

イ かかる諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、これらを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

## (2) 別表の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件対象文書は、辻外務副大臣とイスラエル要人との二国間会談について我が国が独自に作成した記録であるが、日イスラエル両国の関心を有する個々の事案及び関係国等に係る分析・見解・評価について率直に行った発言が具体的に記録されている。特に、本件会談が近年行われたものであるということを反映して、両国要人の発言の内容には、両国間の懸案事項や国際情勢などで、関係国等との外交交渉による解決を待つべき問題が含まれる。したがって、我が国が、当該部分を一方的に公にすれば、イスラエルのみならず関係国等との信頼関係を損なうおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、日イスラエル両国の関心を有する個々の事案及び関係国等に係る分析・見解・評価について率直に行った発言が具体的に記録されていることが認められる。

そうすると、上記アの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理であるとはいはず、当該部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分を公にすると、イスラエル及び関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると諮問庁が判断することに相当の理由があると認められる。

したがって、当該部分（別紙の3に掲げる部分を除く部分）は、これを公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、当該部分を不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、別紙の3に掲げる部分は、本件会談に同席した我が方公務員の氏名・肩書が記載されており、これを公にしてもイスラエ

ル及び関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるとは認められないことから、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条3号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件請求文書

2025年 大阪万博について下記の情報公開を請求します。

イスラエル政府に対して本年2月28日、イスラエルを訪問した辻外務副大臣が参加要請した内容一切

### 2 本件対象文書

文書1 辻副大臣のイスラエル訪問（カツツ外務大臣表敬）（第421号）

文書2 辻副大臣のイスラエル訪問（ハネグビN S C議長兼国家安全保障顧問表敬）（第425号）

### 3 開示すべき部分

文書2の1頁目の本文3行目右から2文字目ないし4行目行末

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書1、文書2（発受信時刻、パターン・コード及び局課番号等）	現在外務省が使用している公電システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、公電の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、および外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法5条 3号、 6号
2	文書1（番号1以外の不開示部分）、文書2（番号1以外の不開示部分）	公にしないことを前提とした関係国との協議に関する記述、若しくは公にしないことを前提として関係国から提供された情報であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため不開示とした。	法5条 3号